

# 令和8年度長野市生活困窮者学習支援事業 受託者募集要項

## 1 目的

本事業は、生活保護世帯及び生活困窮世帯の子どもを対象とし、基礎学力の向上のための学習支援や学習の場所・機会の提供などを通じ、高等学校等への進学及び卒業を支援することで、子どもの将来の社会的自立を促し、貧困の連鎖を防止することを目的として、以下のとおり委託先を募集します。

## 2 委託業務名

令和8年度長野市生活困窮者学習支援事業業務委託

## 3 事業実施地域

長野市内全域

## 4 事業内容

別添「令和8年度長野市生活困窮者学習支援事業業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりに。

## 5 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

## 6 委託料について

委託料は、次の1人あたりの単価に基づき算出した額を翌月に支払うものとする。各月の支払いは、前月の実施状況報告書の提出後に行う。

学習形態	対象者	委託料単価 (税込)
施設型(5時間以内)	小学生から高校生	550円
派遣型(2時間以内)	小学1年生から中学2年生	5,060円
派遣型(2時間以内)	中学3年生	5,500円
派遣型(2時間以内)	高校生	5,940円

※高校生は高校生世代を含む

※本件委託契約は、その契約に係る予算が議決となり、4月1日以降で予算の執行が可能となったときに効力が発生します。

## 7 応募要件

生活困窮者自立支援法施行規則第9条に規定する社会福祉法人、一般社団法人若しくは一般財団法人又は特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人その他長野市が適当と認めるものであり、次の条件をすべて満たすこと。

- (1) 長野市内に本社、又は事業所を有する者であること。
- (2) 長野市における競争入札参加資格を有していること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、その他反社会的団体及びその構成員等でないこと。
- (6) 市税等を滞納していない者であること。

## 8 応募について

- (1) 受付期間（令和8年4月登録分）  
令和8年3月10日から令和8年3月23日まで  
※上記期間後は随時受け付けを行い、翌月以降の登録となります。
- (2) 申請方法  
所定の申請書に必要書類を添付して、生活支援課（支援・保護担当）までご提出ください。（郵送も可とします。）
- (3) 提出書類
  - ア 長野市生活困窮者学習支援事業実施事業者登録申請書（様式1）
  - イ 配置予定責任者の経歴書（様式2）
  - ウ 事業を行う者の登記事項証明書（個人は本籍地の市区町村が交付した身分証明書）（発行日より3か月以内のもの。写し可）
  - エ 学習形態を施設型で行う場合の実施建物等の平面図及び写真
  - オ 事業所概要や組織図など事業の運営体制に関する書類
  - カ その他市長が必要と認める書類

## 9 審査等

長野市は、参加を希望する事業者から提出された書類を受け、審査を行い、結果について通知いたします。

学習支援事業者として、適格であると認められる場合、「長野市生活困窮者学習支援事業者名簿」に掲載します。

名簿掲載事業者は、長野市と委託契約を締結して業務を実施します。

## 10 その他

- (1) 書類作成にかかる費用は、参加事業者の負担とします。
- (2) 提出書類等に虚偽の記載をした場合、又は重大な不備がある場合は無効とします。